



5 分野別の方針

5-1 土地利用の方針

土地利用の基本的な方針

我が国では、本格的な人口減少社会の到来、他に類を見ない超高齢化、南海トラフ巨大地震を代表する大規模災害の切迫など、国土を取り巻く厳しい状況変化が発生しています。

広島県においても、土地利用をめぐる基本的な条件の変化を踏まえ、土地利用の基本的な方針となる「広島県土地利用基本計画」が平成30年(2018年)3月に改訂されました。この中では、県土の安全性を高め、持続可能で豊かな県土を形成する土地利用を図るため、①適切な県土管理を実現する土地利用、②自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する土地利用、③安全・安心を実現する土地利用、④複合的な施策の推進と土地の選択的な利用、⑤多様な主体の参画による県土管理、の5つの基本方針を定めています。

本市においても、これらの方針に即しつつ、本市に適した土地利用の方針を定めることが求められています。本市では、計画的な土地利用に配慮したまちづくりを推進し、市街地の健全な発展と秩序ある整備を進めるとともに、農地や森林地域等を保全し、活用します。

また、持続可能な都市の構築に向け、それぞれの地域が有する機能を強化し、無秩序な市街化の広がりを抑制するなど、適正な土地利用を誘導するとともに、災害や治安に対して市民が安全で、安心して暮らすことのできる土地利用を進めます。

土地利用の類型と誘導の方針

●賑わい創生地区

【土地利用の方針】

賑わいや活力を生み出し、計画的な市街地の整備・開発を進める地区

【誘導の方針】

- ・商店街整備の促進などによって、都市レベルの機能も備え、広域的にも発信していくような魅力と親しみのある商店街・商業地づくりなど賑わいづくりを進めます。
- ・駅周辺の商業機能を拡充し、まちの魅力づくりに努め、賑わいの拠点を形成します。
- ・晴海地区においては、晴海臨海公園などの整備を進め、海辺のアメニティ・レクリエーション拠点を形成します。
- ・大規模な未利用地を有効活用し、魅力ある地域の形成を進めます。



晴海地区の商業施設



5 分野別の方針

●環境共生型産業地区

【土地利用の方針】

居住環境と調和し、都市景観としての魅力も生み出す工場の生産・流通を強化する地区

【誘導の方針】

- ・国際化・高度情報化等の進展による社会環境の変化に対応した産業の基盤を充実し、成長・発展が見込まれる分野の進出を促すなど、産業を活性化します。
- ・大竹港東栄地区は、広島県西部の流通拠点となるよう、港湾施設の利便性を向上します。

●居住環境調和地区

【土地利用の方針】

生活環境の維持と、近隣の自然とが調和した豊かな居住環境を形成する地区

【誘導の方針】

- ・ゆとりと緑のある環境の維持・向上のため、地区計画などの活用に進めます。
- ・丘陵地ではその景観条件を活かし、良好な眺望が住宅や敷地などから確保できるよう、建築物の配置などのルールづくりを進めます。
- ・良好な住環境形成のため、住宅地周辺の景観に配慮した整備を進めます。
- ・建物の用途の混在や、高層建築物などによる日照の阻害等を防ぐため、必要に応じて地区計画の活用による建築物の制限などのルールづくりを進めます。
- ・住工混在となっている地域を可能な限り解消し、良好な住環境を形成します。



小方ヶ丘の住宅地

●自然環境保全地区

【土地利用の方針】

自然環境や自然が生み出す景観を保全し活用する地区

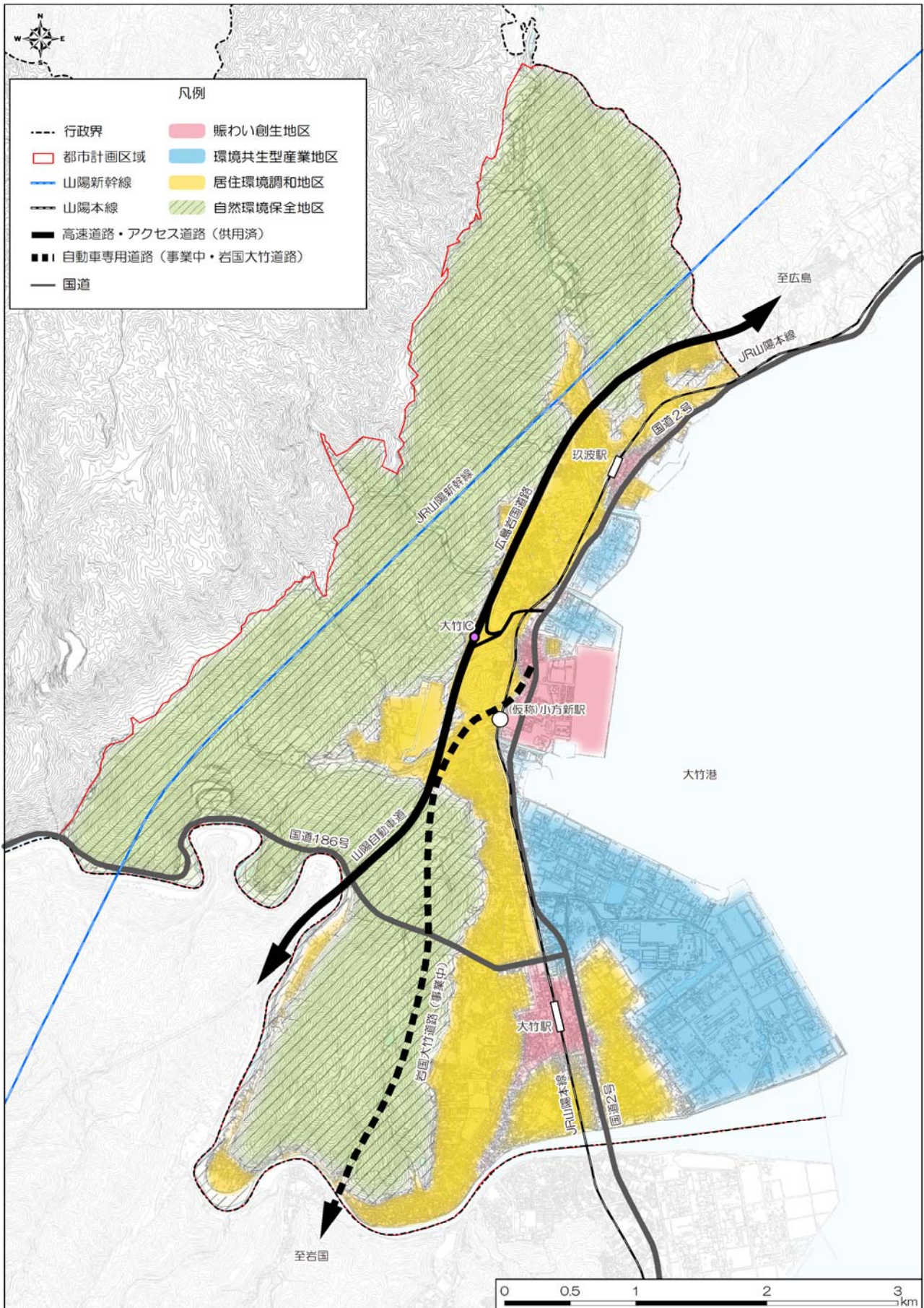
【誘導の方針】

- ・市街地以外の大半を占める森林等の自然環境を保全し、市民参加や学校教育の場として適切な活用を進めます。
- ・大河原公園については、本市の臨海エリアを見渡せる高台の公園として、特色ある交流や憩いの場などを生み出すよう整備します。
- ・森林の持つ保健・レクリエーション機能を活用し、都市部との交流を促進するなど、森林空間の多目的な活用を進めます。
- ・持続可能な都市の構築に向け、自然環境の保全を前提として、地域振興のための計画的な土地利用や既存ストックの活用を検討します。



大河原公園から見た大竹市街地

土地利用方針図





5-2 市街地整備の方針

市街地整備の基本的な方針

現在、人口減少や高齢化を背景として、過度に自動車に頼らなくても生活できる集約型の都市構造の実現が求められています。また、人口減少社会を背景として、空き地・空き家等の低未利用地が時間的・空間的にランダムに発生する「都市のスポンジ化」が進行しており、生活利便性の低下や治安・景観の悪化などにより地域の魅力が失われることのないような、居住環境の改善が求められています。

本市は、臨海部に工業地を有している工業都市であり、経済活動が盛んな都市であることを踏まえ、周辺環境との調和を図りながら、工業都市として持続発展できるような市街地整備の方針を定めていきます。

また、今後も、地理的に制約された本市の地域の特性に応じた計画的な市街地形成を進めるとともに、恵まれた自然環境との調和を図ります。

さらに、地域の活力向上に寄与する、既存の工場集積地における産業基盤の強化を引き続き進めていくとともに、活発な企業活動を維持できる工業地の整備を進めます。

市街地整備の方針

●大竹駅周辺整備事業の促進

- ・大竹駅周辺については、大竹駅周辺整備事業などにより道路や広場の整備や改善、建物や敷地の高度利用などによる土地の利活用を進めます。

●小方地区のまちづくり

- ・JR 新駅建設構想のある周辺地区に、利便性の高い場所への住宅整備と、住宅地と一体となった小規模商業施設を整備します。
- ・小方中学校跡地では、住民だけでなく、来訪者と住民が交流できる地域活性化施設の整備を進めるなど、賑わいを創出します。

●住宅地における居住環境の改善と居住機能の強化

- ・一般住宅地では、道路や公園の整備に伴い、店舗など日常の生活に必要な施設の立地の誘導に努めます。
- ・空家等対策計画に基づき、総合的な空き家等の対策を進めます。
- ・住みやすい環境を守るため、地区計画や建築協定などを活用します。

●災害危険区域の建築抑制

- ・近年の豪雨災害を踏まえ、土砂災害により被害が生じるおそれがある区域（土砂災害特別警戒区域等）では、建築物の建築の抑制や、既存住宅の移転等の促進を図ります。



●産業活性化に向けた基盤整備

- 産業の基盤整備を進めるとともに、本市の主要産業である製造業を中心とする工業の振興に取り組みます。
- 安定した工業用水を供給するため、老朽施設を改良更新するほか、基幹施設の耐震化を進めるなどの方策を、企業との連携も含めて検討します。
- 本市には、県内有数の漁獲量・収穫量を誇る水産品があります。流通・販売体制の整備、特産品のブランド化を進めるなど、水産業が、持続的に発展できるよう支援します。

●環境共生型の工業地の形成

- 地球環境や生活環境を考慮した施設や設備の整備を促します。
- 公害防止協定に基づく指導監視を強化・充実するなど、公害の未然防止に努めます。

●ニーズに応じた商業機能の強化

- 既存の商店街では、日常の買い物やサービス機能の強化と魅力ある空間づくりを進めます。
- 消費者が楽しく買物ができる個性ある店舗や、魅力ある商店街の創出を支援します。

●誰もが快適に暮らすことのできる基盤形成

- 障害者や高齢者に配慮した安心して暮らせるやさしい都市環境整備を進めます。
- 将来にわたり、どの世代の市民も安心して外出したり、活動したりできるよう快適な生活基盤を整え、より安全で賑わいのあるまちづくりを進めます。



大竹港と市街地



5-3 交通体系整備の方針

交通体系整備の基本的な方針

我が国では、少子化・超高齢化などの人口構成の変化に伴う都市構造のあり方の見直しに伴い、地域間をつなぐ道路網や公共交通網の検討が必要となっています。

道路交通については、平成28年(2016年)に広島県道路整備計画2016が策定されており、①広域的な交流・連携基盤の強化、②集客・交流機能の強化、③災害に強い道路ネットワークの構築、④総合的な交通安全対策の推進、⑤持続可能なまちづくりに資する道路整備、⑥道路機能の有効活用、⑦道路施設の適正な維持管理、の7つの施策が掲げられています。

今後増加する高齢者の中には、自動車の運転が困難になる交通弱者も増加することが考えられ、地域公共交通網の重要性や、安全に安心して歩くことができる歩行空間の重要性が高まっています。

本市では、周辺自治体との連携や災害時の広域的なネットワークの形成、地域間のネットワークの効率化に向けた地域の道路整備を推進します。

歩行者環境については、市民の健康に寄与する観点や、高齢者や障害者など誰もが安全に安心して利用可能なバリアフリーの観点に基づいた歩行空間の整備を推進します。

公共交通については、高齢者などの自動車の利用が困難な市民の重要な移動手段となることや、地球環境への負荷低減等の観点から、誰もが利用しやすいバス・鉄道等の公共交通ネットワークの形成を進めます。

道路整備の方針

●都市計画道路の整備推進

- 本市の都市計画道路は19路線、計画延長35,060mで、整備率は約37%となっており、今後も選択と集中の実施により必要な道路整備を進めます。

●一般国道2号岩国大竹道路の整備促進と結節点機能の強化

- 一般国道2号の慢性的渋滞の緩和のため、一般国道2号岩国大竹道路の整備を促進し、山陽自動車道と併せた高速道路（高規格幹線道路）のネットワーク強化を進めます。
- 大竹インターチェンジを通じた本市の結節点機能の強化の観点から、インターチェンジ周辺の道路整備促進に向け取り組みます。



岩国大竹道路整備状況



● 広域をつなぐ幹線道路の整備促進

- ・ 広島都市圏西部地域との連携強化と渋滞解消のために、一般国道2号玖波～鳴川間の整備や越波対策を促進します。
- ・ 安全で快適な歩道の確保に努めるとともに、大竹市内を通行する人に本市を印象づけるような魅力ある道路づくりに努めます。
- ・ 大竹市内と内陸方面とをつなぐ一般国道186号及び主要地方道大竹湯来線の改良を促進します。

● 市域の幹線道路の整備

- ・ 地域間を連絡する市域の幹線道路の整備を進めます。
- ・ 一般国道2号と大竹港東栄地区を結ぶ臨港道路の整備を促進します。
- ・ 晴海地区と大竹インターチェンジや一般国道2号をつなぐ、地域内幹線道路の整備を進めるとともに、小方地区臨港道路の整備を促進します。
- ・ 一般国道2号及び主要地方道大竹湯来線を生活の軸としても位置づけ、その改良に併せて歩道の整備や緑化・修景を促進し、生活環境を高めます。

● 主要生活道路網の整備による利便性と防災安全性の向上

- ・ 生活の場における交通利便性及び防災安全性の向上を図るため、幅員6メートル以上の主要な生活道路（区画道路）の適切な整備に努めます。
- ・ 市民が快適かつ安心して外出・活動できる交通環境の整備を進めます。

● 歩車共存道路等の整備

- ・ 歩行者、自転車及び自動車が共存する道路や、歩行者専用道路など、安全・快適な道路の整備に向けて実現可能性を検討し、地域住民の理解を得ながら整備を進めます。
- ・ 自転車は、「大竹市自転車ネットワーク基本計画」に基づき、安心して走行できる空間の整備を進めるとともに、環境負荷の軽減や健康の増進のための自転車利用を促進します。
- ・ 整備においては、地域資源の活用など個性的で魅力ある道づくりに努めるとともに、住民のアイデア・提案を募るなど住民参加を進めていきます。
- ・ 児童生徒の安全・安心な登下校のための通学路の整備及び地域の見守り団体との連携を進めます。

● 狭あい道路の拡幅

- ・ 一般国道186号、県道の未整備・未改良区間の早期整備を促進します。
- ・ 市街地内においては、幅員4メートル未満の狭あい道路が多い区域が見られ、交通利便性や防災安全性等の問題があり、その拡幅に向けて取り組みます。

● 都市計画道路の適宜見直し

- ・ 長期末着手の都市計画道路については、計画決定当初に比べて本市の現状が大きく変化していることを踏まえ、その必要性を検証するなど、適宜見直しを行います。



都市計画道路中市立戸線



公共交通整備の方針

●バリアフリー化の推進

- ・「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、公共交通施設のバリアフリー化を推進します。

●大竹駅周辺整備の推進

- ・大竹駅の橋上化とともに周辺整備を進め、駅東西を結ぶ連絡道により回遊性を向上させ、まちの魅力を高めることで、交通の利便性向上と賑わいを創出します。
- ・JR大竹駅の東西交通広場の整備を進めます。

●小方新駅等の設置

- ・小方地域の交通利便性と拠点性を高めるため、JR新駅の設置や駅前広場の整備を推進します。

●海上交通の充実

- ・小方港と阿多田島を結ぶ海上交通の利便性の向上を図るとともに、ターミナル機能の強化に努めます。
- ・整備においては海辺の環境を活かしながら、憩いとうるおいの場、交流の場などを生み出し、訪れてみたいくなる港づくりに努めます。

●パーク・アンド・ライドを支える施設整備

- ・鉄道駅周辺においては、自家用車や自転車等から鉄道に乗り換えるための駐車場・駐輪場の整備に努めます。

●公共交通施設の利便性の向上

- ・公共交通については、市民の暮らしやまちづくりを支える地域公共交通網を形成・維持するため、利便性・持続性の高い運行サービスの実施や支援、改善等を検討します。

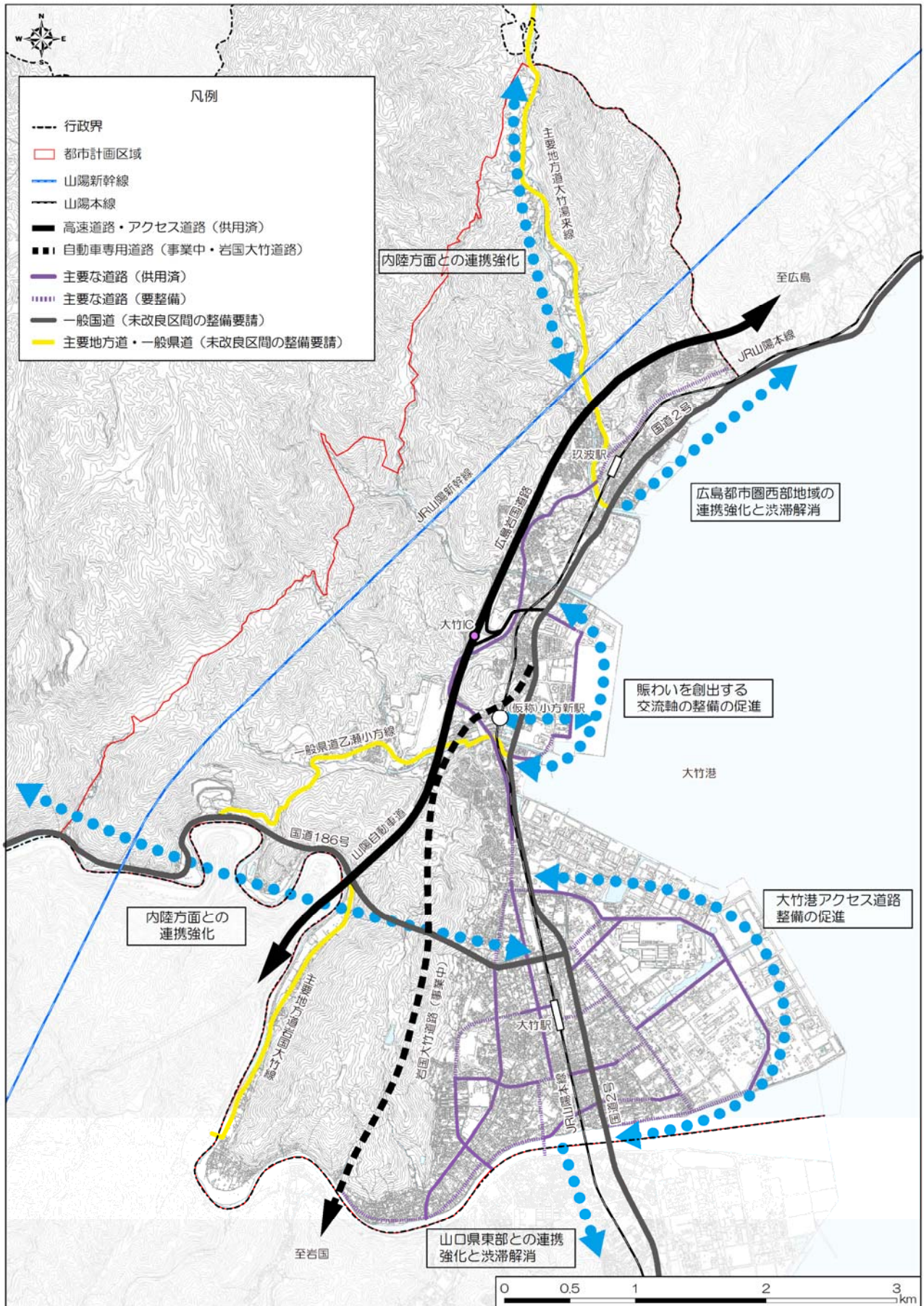


JR 玖波駅西口広場



コミュニティバス

交通体系整備方針図





5-4 緑の空間形成の方針

緑の空間形成の基本的な方針

我が国では、民間活力を活かして、緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現するため、平成29年(2017年)に都市緑地法等6つの法律が改正されました。

都市公園内への保育所等の設置やレストランなどの収益施設の設置、緑地管理機構の指定対象者にまちづくり会社等の指定が可能になったことなど、都市公園及び緑地・広場の創出に向けて、具体的に民間との協働が可能となり、緑の積極的な活用が期待されています。

都市農地の保全・活用の面では、都市と農地が調和した都市環境の形成が求められています。

このように、近年都市内の緑・オープンスペースの活用及び民間との協働、都市内農地と調和した都市環境など、望ましい緑の空間のあり方が変化しており、これらの制度に認められるような緑の空間形成の方針を定めることが求められています。

また、公園・緑地は、スポーツ・レクリエーションの場、コミュニケーションの場、災害発生時の緊急避難場所としての役割とともに、市街地の延焼防止や地球温暖化の防止等の多様な役割があり、これらの公園・緑地、緑・オープンスペースは市街地における重要な役割を果たします。

本市では、市街地における豊かな公園・緑地、緑・オープンスペースの、維持保全を地域住民のニーズに合わせて進めるとともに、市民活動を活性化できるよう、市民や民間企業との連携を図りながら整備を推進します。

公園緑地整備の方針

●総合的な公園の整備

- ・晴海臨海公園は、市内外の人が利用できる交流拠点となり、災害発生時に活用することのできるオープンスペースとして、整備を進めます。



晴海臨海公園

●身近な公園・緑地の整備

- 既存の公園の配置を見直し、身近な公園の不足している区域においては、優先的に街区公園の整備を検討します。
- 既存の公園や緑地は、長寿命化を図るなど、適切に維持管理します。また、災害時の対応として、防災の機能を兼ね備えたものとなるように検討を進めます。
- 障害者、高齢者をはじめ、幅広い世代が快適で使いやすいように、公園・緑地のバリアフリー化を進めます。

緑化推進の方針**●都市緑化**

- 公共施設の緑化を進め、市街地環境と都市景観の向上に努めます。
- 都市基盤整備がなされている戸建て住宅地などでは、緑化のためのルールづくりを支援します。

●工場地帯に配慮した緑化

- 敷地条件や建物・設備の配置状況、工場の内容等を踏まえ、緑豊かな環境を提供する工場緑化が進むよう取り組みます。



さかえ公園



5-5 都市景観形成の方針

景観形成の基本的な方針

我が国には、各地に美しい景観が広がっています。これらの景観は、自然の中で形成されたものもあれば、人々の生活や生業の中で生まれ、多くの方々の取り組みによって保全・再生されているものもあります。

本市は、市域の大半を山林が占め平地部は海に面しており、山林と臨海部に挟まれるように市街地が存在していることから、市街地にいながら、自然景観を眺望できる自然と調和した都市景観が形成されています。

これら豊かな自然環境と調和した都市景観を保全するため、広島県が定める「ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例」等に即して、豊かな自然環境、歴史的景観と調和した都市景観の維持保全を図ります。

また、来訪者に対しても本市の魅力を感じてもらえるように、観光のサイン計画等を充実するとともに、本市の特徴でもある工場地帯の景観を活用します。

自然景観の保全・活用の方針

●水際線の保全・活用

- ・水際線では、小方地区や玖波地区等をはじめとした親水空間の整備や緑化・修景など、海を活かした景観形成に取り組みます。

●市街地に面する斜面緑地の保全・活用

- ・大竹市の市街地に連なる斜面緑地の保全に努め、緑の屏風を据えたような風格のある都市景観を守り育てます。
- ・斜面緑地では、環境保全に配慮しつつ、登山道・散策道などによるネットワークの形成に努めます。

●森林や水辺の景観の保全・活用

- ・森林は、水源涵養、国土保全、地球温暖化防止など様々な公的機能を有しており、防災の観点からも適切な保全に努めます。
- ・錦龍の滝などの水辺の景観を保全するとともに、景観に親しむ場の確保・充実に努めます。



錦龍の滝



市街地における景観形成の方針

●魅力ある市街地景観づくり

- ・大竹駅周辺地区においては、本市の玄関口としてシンボリックな景観形成に努めます。
- ・公共建築物は、デザイン・景観面からも住民に親しまれる個性と魅力を備えたものとなるように配慮し整備を進めます。

●環境と調和した工業地景観づくり

- ・工場群の壮大な夜景を本市の貴重な景観資源として位置づけ、さらなる活用を進めます。

●地域資源を活かした景観づくり

- ・西国街道沿いの歴史的風情を感じさせる、古い建物を活かした景観づくりを進めます。
- ・亀居城跡（公園）を市街地における歴史的なランドマーク、眺望点として位置づけ、その保全・整備に取り組みます。

●大竹ならではのウォーターフロントの景観づくり

- ・大竹和木かわまちづくり計画とともに、河川空間の緑化・修景や親水性の創出を図るなど、大竹ならではのウォーターフロントの景観形成に努めます。また、小瀬川の河川整備計画を進めます。



東栄の工場夜景



5-6 その他の都市施設の方針

その他の都市施設の基本的な方針

これまで我が国では、人口の増加に伴い、人口規模に応じた各種公共施設が整備されてきました。しかし、今後の人口動態は、人口減少及び高齢化の進行が顕著であり、このような社会情勢に合わせた選択と集中による適正規模の公共施設整備や、施設の適正維持とともに、長寿命化を図るうえでは、施設の維持水準や優先度などの考え方、予算化等における意思決定の基準を明確にした整備方針を定めることが求められています。

本市では、快適な生活環境を支える都市施設は、人口動態や市街化の動向、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズを踏まえながら整備を推進するとともに、大竹市公共施設等総合管理計画に基づき、施設の統廃合や再配置、長寿命化を進めます。

上水道の整備

●安全で安定した水の供給

- 安全でおいしい水を今後も供給するため、徹底した水質管理を継続するとともに、老朽化した管路や浄水施設などの水道施設を計画的に更新します。また、主要施設や基幹管路の計画的な耐震化を進めていきます。

下水道の整備

●下水道施設の老朽化対策

- 本市の下水道整備はほぼ完成しており、今後は下水道管や処理場、ポンプ場施設の老朽化対策のため、計画的な更新と適正な維持管理による施設の長寿命化に取り組んでいきます。

●雨水処理施設の整備

- 近年、全国的に発生している局地的大雨による市街地の浸水被害を防ぐために、雨水幹線や雨水ポンプ場など、雨水処理機能の強化を進めていきます。

●合併処理浄化槽の設置

- 生活排水による公共用水域の水質保全の観点から、引き続き公共下水道計画区域外及び農業・漁業集落排水区域外における合併処理浄化槽の整備促進に取り組みます。

その他の施設の整備

●廃棄物処理施設の整備

- 可燃ごみの処理について、市域内に中継施設を設置し、廿日市市との広域連携による共同処理として取り組むことで、効率的・効果的な処理に努めます。
- し尿等の処理に関する次期処理システムの整備について、既存施設の更新は、効率的な観点から、より低廉で、合理的な処理方式の導入による整備について検討します。
- 廃棄物の自区内処理の原則に基づき、引き続き市域内への廃棄物最終処分場の整備について検討します。



5-7 防災・減災の方針

防災・減災の基本的な方針

我が国では近年、東日本大震災における地震・津波の災害や、大雨による土砂災害、河川堤防の決壊による浸水被害など、自然災害による大規模被害が多発しています。

本市も、臨海部の都市であることから、地震時の津波災害の恐れがあるほか、地震災害や火災などに対して脆弱な側面があります。また、集中豪雨等に伴う土砂災害や河川氾濫などの発生が危惧されています。

今後は、急傾斜地対策や治水対策などのハード面を整備し、防災力の向上を図るとともに、災害リスクの周知を徹底するなど関係機関や地域との協力体制を強化していくソフト対策を推進し、ハードとソフトが融合した施策を進めていきます。

また、災害発生時には被害を最小限にとどめるため、様々な自然災害に対する体制づくりを推進します。

防災・減災の対策

●土砂災害の恐れがある区域の対策

- 土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害により住民等の生命・身体に著しい被害が生じるおそれがある区域（土砂災害特別警戒区域）を対象に、宅地造成段階や建築段階において、新規立地抑制や建築物の安全の確保を図ります。また、被害の対象をできるだけ減少させる観点から、既存住宅の移転等の促進を図ります。

●斜面緑地の保全と急傾斜地対策

- 南北に伸びる市街地に連なる斜面緑地の保全に努めます。
- 急傾斜地においては、必要に応じて急傾斜地崩壊危険区域への指定と防災工事を行うとともに、定期的な点検を行います。
- 急傾斜地の防災工事においては、環境に配慮した手法を取り入れます。

●治水対策

- 洪水に対する安全性を向上させるため、河川改修は、災害発生の危険性が高いところから事業を進めます。
- 砂防河川等土石流の危険がある箇所について、砂防堰堤等の整備を促進します。



小方1号砂防堰堤



●護岸の強靱化

- ・津波・高潮・波浪や地盤の変動による被害から市街地を防護するなどの減災対策を行ない、地域の安全を確保するために、海岸・河川の改修を推進します。

●様々な災害への対応

- ・建物の耐震化・不燃化を進め、都市の防災性を向上します。
- ・戦略的に土地利用の規制・誘導を行い、水や緑の空間を確保し、道路や歩道、公園などの整備や老朽化した施設の改善を進め、様々な災害に対し強い都市基盤形成を進めます。
- ・指定避難所のような拠点施設の整備を進め、災害時の受援体制を整える等、防災力、減災力の向上を図ります。
- ・公共施設の整備に伴い、住民への災害情報の発信拠点の強化や物資の備蓄等、災害への備えを進めます。

●ソフト面での取り組み

- ・自助・共助といった住民の参加等によるソフト面での取り組みを推進し、安全に、安心して暮らすことのできる体制づくりを進めます。
- ・災害に迅速かつ的確に対処し、被害を最小限に止めるため、住民等に対して、防災知識の普及、促進等に努めます。

●避難場所等のバリアフリー化

- ・子どもから高齢者まで、誰もが安全に避難でき、安心して利用することができる施設について、バリアフリー化を進めます。

●道路空間の見通し確保

- ・防災、救助活動時の支障とならないよう、狭あい道路の拡幅や交差点の隅切り設置による見通しの確保に努めます。
- ・自治会防犯灯を含めた市営外灯のLED化による省電力化を推進し、経年劣化による修繕や更新を計画的に実施します。



防災訓練